

01

正確であること

発明者の意図を正確に把握し、的確な英語に置き換えます。はじめに日本語を正しく理解することが、優れた翻訳につながります。明細書が正しく書かれていない場合であっても、不明な箇所を不明なまま翻訳することのないよう、お客様に確認を取ります。

02

明確であること

翻訳文を速読したとき、書かれた内容を頭の中に描くことができるような分かりやすい表現にします。

03

簡潔であること

少ない語数で舌足らずの表現であっては、簡潔とはいえません。一方、冗長な表現も避ける必要があります。簡潔であることは、「明確であること」と繋がるものであり、使用した全ての言葉が価値をもつ無駄のない表現とします。

04

法律要件を満たすこと

記載不備による拒絶理由が出されないように注意が必要です。具体的には、明細書の形式及び明細書の記載内容に関する法律要件を認識した上で翻訳します。また、クレーム及び明細書が原稿の意図していた範囲を逸脱したり、クレームの不必要な限定を招く翻訳とならないよう常に留意します。

05

一貫性（論理性）があること

明細書全体の非論理性、言い換えると一貫性の欠如は、特許に欠陥がある（特許要件の不備）として競合他社の指摘を最も受けやすくなっています。特にクレームと明細書との間の不一致を避ける為、翻訳文の論理性をチェックする事が重要です。具体的には、センテンスの論理性、パラグラフ内でセンテンス間の論理性、パラグラフ間の論理性、項目間の論理性、すなわち明細書全体の論理性についてのチェック、概念の不統一についても検討します。

06

必要なコメントを残すこと

使用した用語、見解を「Glossary and Comments」に記載し、納品時に訳文と合わせてご提示します。詳しくは別紙サンプルでご確認ください。翻訳した意図をご説明するとともに、さらに検討が必要になった場合などに備え、できる限りの情報をお客様にご提供します。

Tsukishima Translation

特許翻訳
6つのポリシー